

4 法令遵守及び不適格業者への対応

4_1 建設業許可に関する注意事項

(1) 建設業許可とは

建設業の許可は業種ごと（全29業種）に受ける必要があります。許可の有効期間は5年間です。ただし、軽微な工事のみを請け負う場合は、許可を受ける必要はありません（法第3条）。

◆「軽微な工事」とは

工事1件の請負代金の額が、

- ① 建築一式工事で1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ② 建築一式工事以外の工事で、500万円に満たない工事をいいます。

※ここでいう「請負代金の額」とは、

- ① 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額
- ② 注文者が材料を提供する場合は、その材料費を含む額
- ③ 単価契約とする場合は、1件の工事の全体の額
- ④ 消費税及び地方消費税を含む額ですので注意が必要です。

(2) 無許可業者への下請工事の発注等

建設業者が、受注した工事の一部を下請に出す場合、この下請工事が「軽微な工事」でないときは、契約締結の時点で当該工事に係る許可を受けていない者に対して下請に出すことはできません。

たとえば、工事1件の請負代金の額が700万円の大工工事を下請に出す場合は、軽微な工事ではありませんので、大工工事業の許可を受けた者に対してのみ下請に出すことができます。

※下請工事の業種と下請に出す業者が有している許可の業種は一致しなければなりませんので、下請に出す業者が有している許可の業種を書類等で確実に確認して下さい。

また、その反対に、許可を受けないで建設業を営む者から、軽微な工事の範囲を超えて建設業者が下請負することもできません。

★許可が必要な建設工事について、建設業者が許可を持っていない業者と下請契約を締結した場合は、監督処分の対象となります！（法第28条第1項第6号）

(3) 暴力団関係者への下請工事等の発注

平成23年8月1日に「宮崎県暴力団排除条例」が施行されました。

同条例第6条の規定により、県は暴力団関係者に工事を受注させないよう措置を講じる必要があります。

建設業者については、下記の事項に該当する場合には、監督処分、入札参加資格停止処分の対象となります。

- ・代表者、役員等が暴力団員と知りながら、その者を雇用し、又は使用した。
- ・代表者、役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用した。
- ・代表者、役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与した。
- ・代表者、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と知りながら、その者と下請契約や資材の購入契約を締結した。
- ・暴力団関係者と締結した契約について、暴力団関係者排除に関する県の指示に従わなかった。
- ・暴力団関係者による不当介入があったにもかかわらず、発注者に報告せず、警察にも届け出なかった。

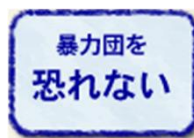
第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 県が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置
- (2) 県と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置



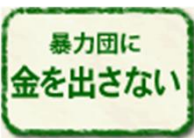
全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です！

1. 暴力団を利用したつもりが、逆に骨の髄まで搾り取られます。
2. 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
3. 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。



恐れることは暴力団を助長させてしまいます！

1. 暴力団は怖いものではありません。
皆で話し合い、団結して対応しましょう。
2. 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。



金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになる！

1. 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
2. 暴力団は、一度味をしめると、何回も金を要求し続けて搾り取ります。
3. 暴力団は、自ら遊びや組の活動資金を、常にかざり回っている、「金」のための集団です。

＋(プラス)暴力団と「交際しない」

宮崎県暴力追放センターHPから作成

(4) 許可票の掲示義務

建設業許可業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所等に、次に示す標識を掲げる必要があります。ただし、建設工事の現場については、下請業者は掲示不要です。元請業者は、自身の許可票とその現場の施工体系図を掲示することが必要です（法第40条）。★施工体系図は下請負人に関する事項が追加されました

【建設業許可業者が標識を店舗に掲げる場合】

すべての建設業許可業者

建設業の許可票				35 cm 以上
商号又は名称				
代表者の氏名				
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日	
		国土交通大臣 知事許可()第 号		
		国土交通大臣 知事許可()第 号		
		国土交通大臣 知事許可()第 号		
		国土交通大臣 知事許可()第 号		
この店舗で営業 している建設業				
40cm以上				

【建設業許可業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合】

元請業者のみ

建設業の許可票				25 cm 以上
商号又は名称				
代表者の氏名				
主任技術者の 氏名	専任の有無			
資格名	資格者証 交付番号			
一般建設業又は 特定建設業の別				
許可を受けた建設業				
許可番号		国土交通大臣 知事許可()第 号		
許可年月日				
35cm以上				

(5) 施工体制台帳の作成

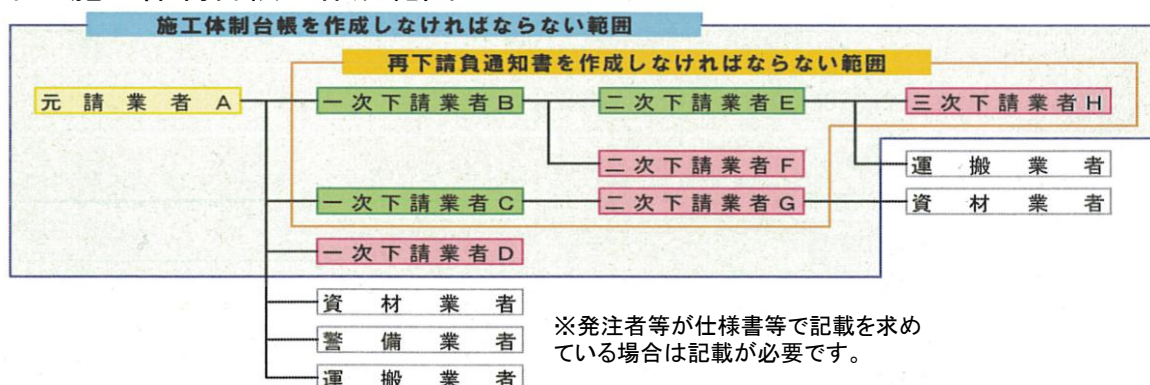
※212～216ページも参照

ア 施工体制台帳及び施工体系図は、発注者から直接請け負った建設業者が、建設工事の下請契約の請負代金の総額が5,000万円(ただし、建築一式工事は8,000万円)以上となった場合には、必ず作成しなければなりません。

なお、公共工事については、下請契約をするときには、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。ただし、システム等(CCUC等)で直接発注者が施工体制台帳を参照できる場合には、提出が免除されます。

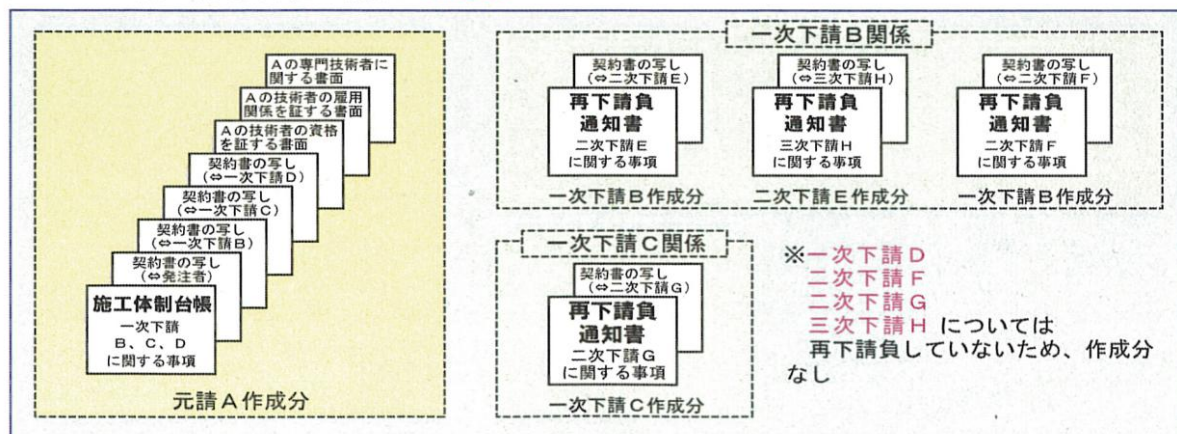
イ 元請業者でなくても、自ら下請業者と建設工事の請負契約をした場合は、再下請負通知を作成・提出しなければなりません(下図B、C、E)。施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。

図1 施工体制台帳の作成範囲



※発注者等が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

図2 施工体制台帳の構成



※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

国土交通省 施工体制台帳

検索

★規則改正あり(R4.3.31施行)

工事現場における書面での揭示義務の緩和(建設業法施行規則第14条の3関係)

施工体制台帳を作成する元請の建設業者は、下請負人に対し、必要事項を書面により通知し、これらの事項を記載した書面を当該建設工事の現場の見やすい場所に掲示しなければならないこととされています。

掲示については、同内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により、当該下請負人の閲覧に供することができることとし、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含むICT機器を活用し、画面上に表示することができます。

4_2 契約締結時及び元請・下請間における注意事項

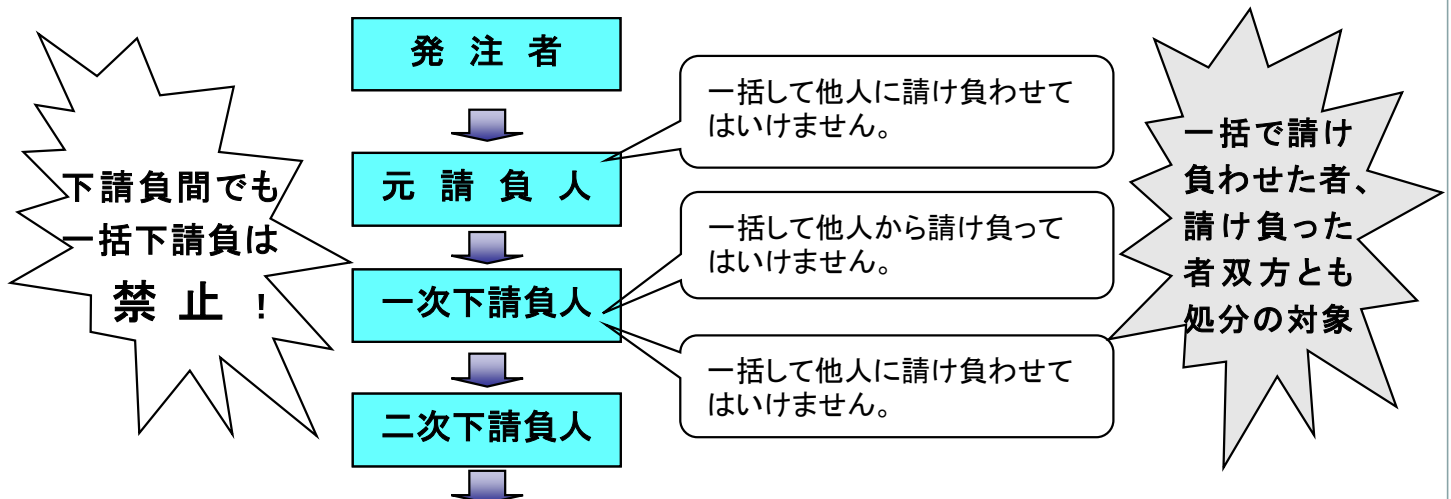
(1)一括下請負の禁止

公共性の高い工事においては、一括下請負が禁止されています(建設業法第22条)。

一括下請負とは、

- ①請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- ②請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

このような場合で、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものを指します。



【参考:「実質的な関与」の判断基準】

◆自社の技術者が下請工事の

- ①施工計画の作成
 - ②工程管理
 - ③出来形・品質管理
 - ④完成検査
 - ⑤安全管理
 - ⑥下請業者への指導監督
- 等について、「主体的な役割」を現場で果たしていること。

◆発注者から直接請け負った者については、①～⑥に加え、

- ⑦発注者との協議
 - ⑧住民への説明
 - ⑨官公庁への届出
 - ⑩近隣工事との調整
- 等について、「主体的な役割」を現場で果たしていること。

(2) 見積期間

建設工事の注文者は、契約を締結する以前に、契約内容を具体的に提示し、建設業者が当該工事の見積りをするために必要な一定期間を設けることが義務づけられています（法第20条第3項）。

◆見積りに必要となる期間（施行令第5条の9第1項）

- ① 工事1件の予定価格が500万円未満の工事…1日以上
- ② 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上
- ③ 工事1件の予定価格が5,000万円以上…15日以上

(3) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

- ① 注文者は、地盤の沈下その他の工期または請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対してその旨及び当該事象の状況の把握のために必要な情報を提供しなければなりません（法第20条の2第1項）。

◆国土交通省令で定める事象（規則第13条の16第1項）

- ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- ② 受注者である建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。（法第20条の2第2項）

◆国土交通省令で定める事象（規則第13条の16第1項）

- ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(4) 工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

建設業者は、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければなりません（法第20条第1項）。

(5) 書面による契約締結

建設工事の契約の当事者は、工事内容、請負代金の額などの重要な事項を契約書に記載し、着工前に相互に交付することが義務づけられています（法第19条第1項）。契約内容を変更する場合も同様です（同条第2項）。

口頭契約では後日、トラブルが発生しやすく、万が一紛争となった場合にも事実を証明できず、当事者が大きな損害を被る危険性があります。

◆契約書に記載すべき事項（法第19条第1項）

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の算定方法に関する定め
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

(6) 著しく短い工期の禁止

建設工事の注文者（下請契約における注文者を含む）は、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません（法第19条の5）。

(7) 不当に低い請負代金の禁止等

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額として契約を締結することは禁止されています（法第19条の3）。

また、元請負人が下請契約を締結する際、下請負人と十分な協議をせず又は協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額で契約を締結させる、いわゆる「指値発注」も、建設業法に違反するおそれがあります。

◆「自己の取引上の地位の不当利用」とは

取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることは、「自己の取引上の地位の不当利用」に該当します。

請負契約は、当事者が「対等な立場」で「合意に基づいて」公正な契約を締結しなければなりません（法第18条）。

(8) 下請代金の支払

元請負人は注文者から出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。また、下請代金のうち労務費に相当する部分は、現金で支払うよう適切な配慮をする必要があります（法第24条の3）。

特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、工事目的物の引渡しの日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定められなければなりません（法第24条の6）。

注：特定建設業者が特定建設業者としての義務と元請としての義務の両方の義務を負う場合、出来高払や竣工払を受けた日から1か月以内か、引渡の申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡申し出日）のいずれか早いほうが実際の支払日になります。

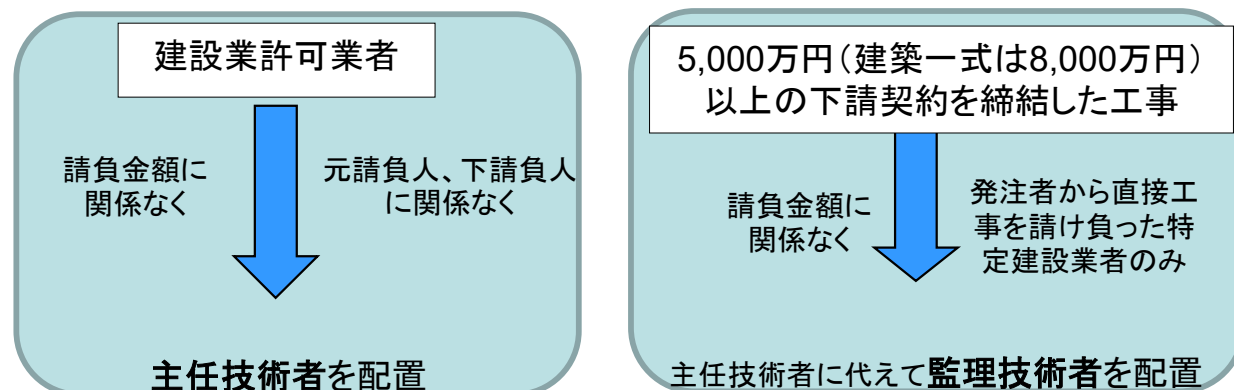
4_3 工事現場に配置すべき技術者

(1) 技術者の配置

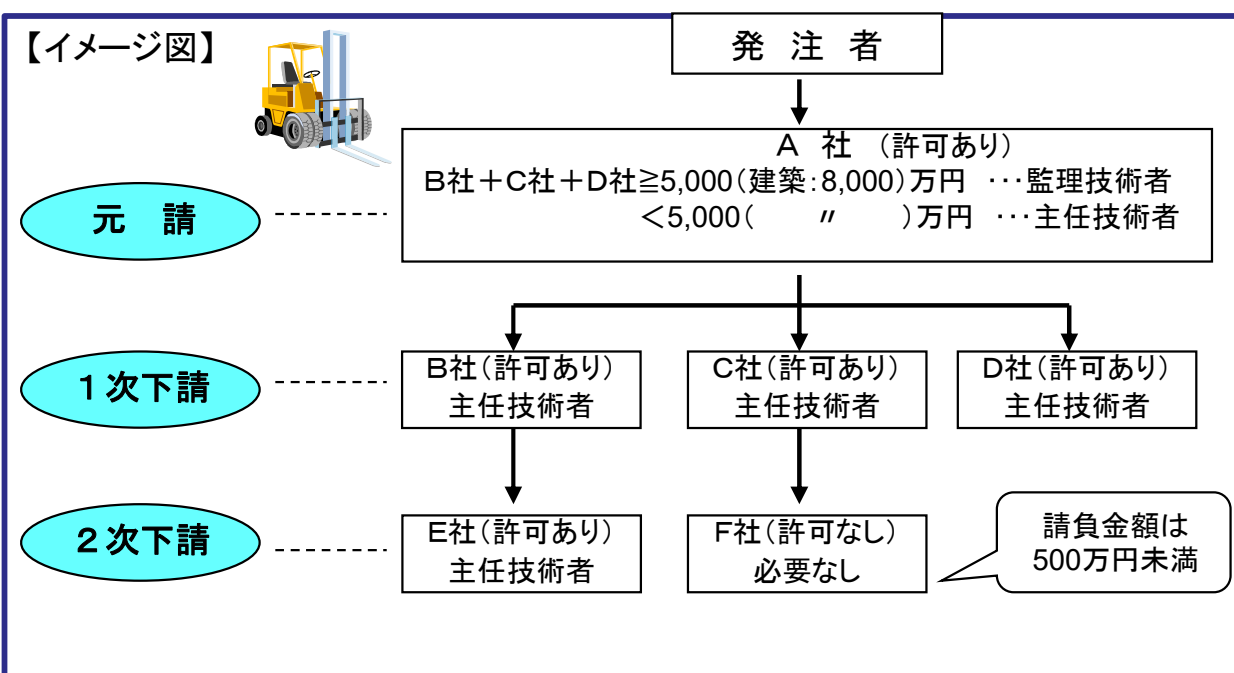
建設業許可業者は、工事の適正な施工を確保するため、工事現場に一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証、講習修了証所有）。以下「監理技術者等」）を置いて施工技術上の管理を行う必要があります（建設業法第26条）。

◆【技術者の配置基準】

★法改正に伴い、下請負人については主任技術者の配置を省略できる場合があります（次頁参照）。



【イメージ図】



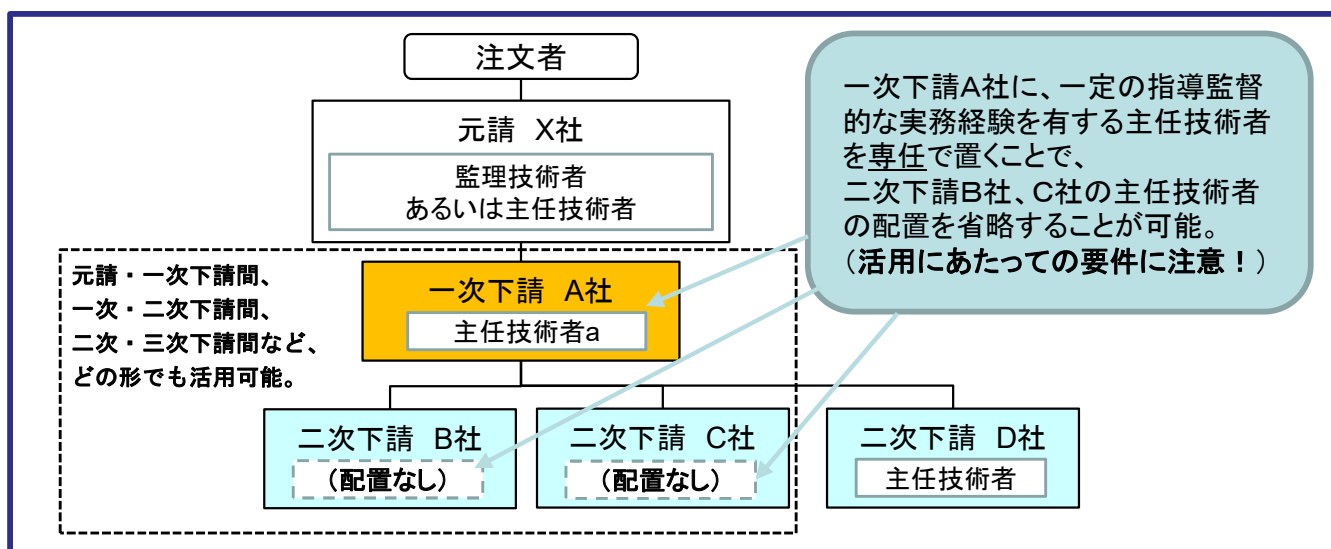
※主任技術者（監理技術者）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者・派遣社員は不可）

※大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の総額が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となった場合には、主任技術者に代えて、監理技術者を配置しなければなりません。

（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

(2) 特定専門工事(鉄筋工事・型枠工事)

一次下請 A 社及び二次下請 B 社、C 社は、その合意により、A 社が自ら工事現場に置く主任技術者 a が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であれば B 社、C 社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B 社、C 社は、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととなりました（法第 26 条の 3）。



活用にあたっての要件

対象とする工事	◆ 下請契約の請負代金の額が <u>4,500 万円未満</u> のもの ◆ 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの → 「特定専門工事」として、鉄筋工事及び型枠工事が対象となる
主任技術者の要件	◆ 上位下請（一次下請 A 社）の主任技術者 a が、下記の要件を満たすこと。 ① 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、<u>1 年以上の指導監督的な実務経験</u>を有すること。 ② 当該特定専門工事の工事現場に<u>専任で置かれること</u>。
手続き	◆ 工事を注文する者（一次下請 A 社）と工事を請け負う者（二次下請 B、C 社）が、必要事項を記載した書面で合意する必要がある。このとき、一次下請 A 社は注文者（元請 X 社）の書面による承諾を得る必要がある。
再下請の禁止	◆ 主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請 B、C 社）からの再下請負は<u>禁止</u>（違反した場合、監督処分の対象となる）。 ※特定専門工事制度を利用していない下請 D 社（主任技術者を置いている）は、再下請可能。

(3) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、慎重かつ必要最小限とする必要があります。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、その具体的内容について書面等により受発注者間で合意する必要があります。

ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきとしています。

なお、監理技術者等の交代の時期は工程上、区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保される措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等の職務分担、支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

(4) 技術者の専任が必要な工事とは（専任特例1号 法第26条第3項1号）

公共性のある工事（個人住宅を除くほとんどの工事が対象。民間工事も含む）では、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについて、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場ごとに技術者を専任で置かなければなりません。ただし、以下の要件を満たした場合は監理技術者又は主任技術者が専任を要する2現場の兼務が可能となります。ただし、120ページの「専任特例2号」との併用はできません。

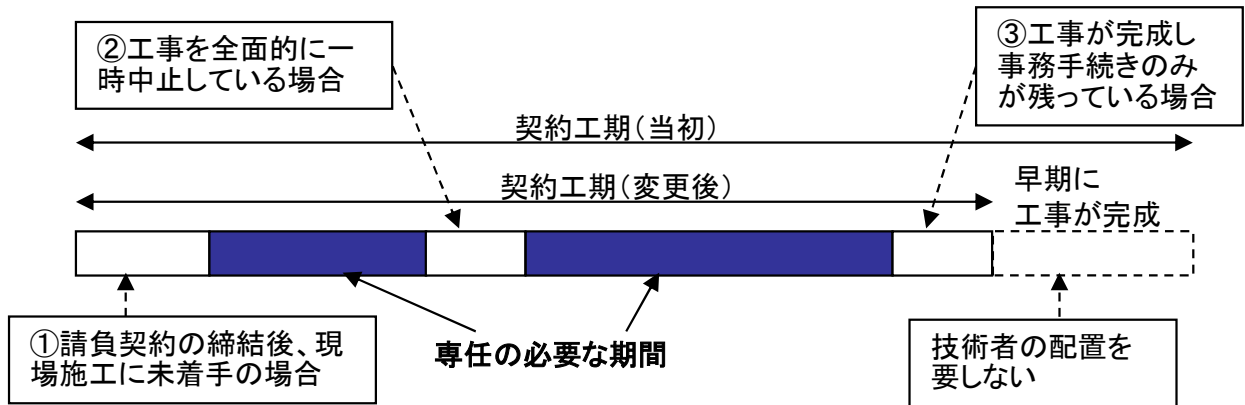
- ① 各建設工事の請負代金の額が**1億円未満**（建築一式工事は**2億円未満**）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね**2時間以内**であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が**3次以内**であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（**連絡員**）を当該建設工事に配置していること（※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置）
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる**情報通信技術の措置**を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す**計画書**の作成及び現場に据置いていること（※電磁的記録でも可）
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための**情報通信機器**を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が**2**を超えないこと

(5)専任で配置すべき期間とは

技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本となります。

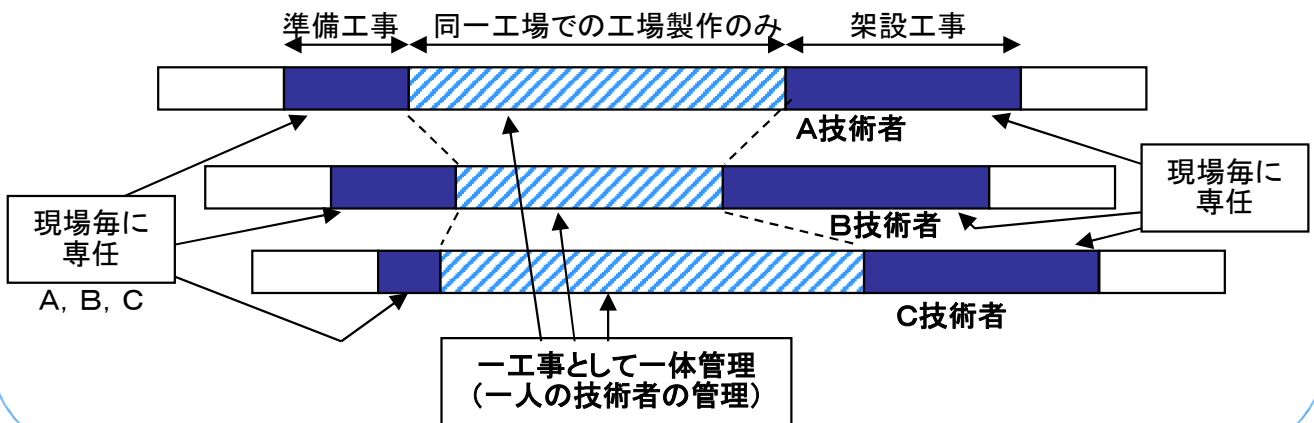
しかし、工事現場が稼働していないことが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。また、下請工事に出している場合、当該下請工事(再下請があるときは、当該工事を含む。)の施工期間は技術者を専任で配置する必要があります。(国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」)

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間

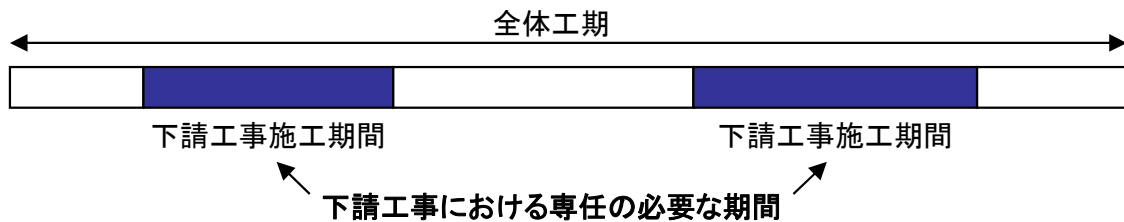


「工場製作のみが稼働している期間」に関する専任期間

○橋梁工事等に含まれる工場製作過程など



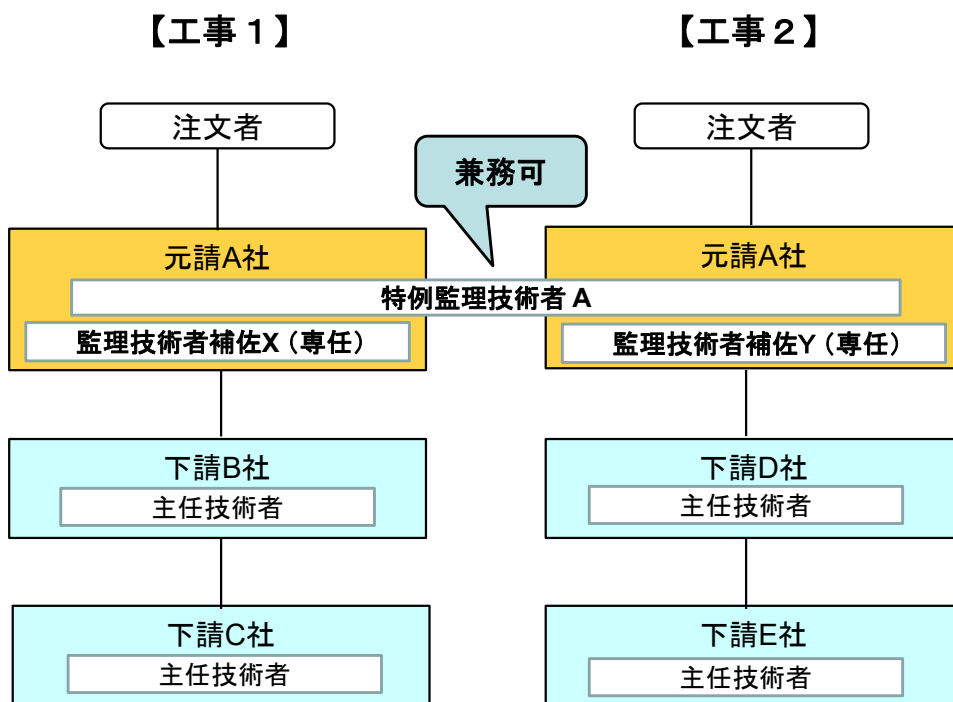
下請工事であっても主任技術者の専任が必要な期間



【注意】工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない。

(6) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い(特例2号 法第26条第3項第2号)

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、「監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）」として政令で定める者を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は、特例監理技術者となり、2工事までの工事現場を兼務することができるようになりました。ただし、118ページの「専任特例1号」との併用はできません。



※政令で定める者とは（建設業法施行令第29条）

主任技術者の要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者

- ・ 技術検定（1級）の第1次検定に合格した者（＝1級技士補）
- ・ 監理技術者となる資格を有する者

(7) 営業所技術者等との関係

「営業所技術者等」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことがその職務ですので、所属営業所に常勤していることが原則です。

※「営業所の専任技術者」の名称は変更されました。

一般建設業:「営業所技術者」

特定建設業:「特定営業所技術者」

営業所技術者等

※例外的に、次の要件を全て満たしており、営業所での職務も適正に遂行できる場合には、営業所技術者等も主任技術者、監理技術者になることができます。

① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

- ア 所属する営業所で契約締結した工事であること
- イ 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ウ 監理技術者又は主任技術者の兼務特例（118ページ下参照）で示す①～⑦を満たしていること

② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事

- ア 所属する営業所で契約締結した工事であること
- イ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
- ウ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

なお、県発注工事における現場代理人については、宮崎県工事請負契約約款において工事現場に常駐することが定められているので、営業所技術者等と兼務することはできません。

★「営業所技術者等」が所属営業所に常勤する義務に反すると監督処分等の対象となります！（法第7条第1項第2号）

4_4 処分に関すること

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。

このほか、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止を行う場合があります。

監督処分

指示処分（法第28条）

建設業法等に違反する事実があった場合、その法令違反又は不適正な事実の是正のため具体的にとるべき措置を指示するもの。

【想定される事例】

- ・営業所技術者等の専任義務違反

営業停止処分（法第28条）

指示処分に従わない場合や、是正について指示処分では十分担保できない場合等に、請負契約の締結及び入札、見積等を一年以内の期間を定めて停止するもの。

【想定される事例】

- ・虚偽申請（経営事項審査）
- ・無許可業者との「軽微な工事」を超える金額の下請工事契約締結

許可取消処分（法第29条）

監督処分事由に該当し、情状が特に重い場合又は営業停止処分に違反した場合や営業所技術者等の不在により建設業許可の要件を満たさなくなった場合などに許可を取り消すもの。

【想定される事例】

- ・許可取消要件該当（傷害罪により罰金刑を受けたもの）

入札参加資格停止（県の要綱）

県の要綱に基づき入札参加資格停止を受けた者は、入札参加資格停止期間中、県発注工事等について、入札に参加することなどができなくなります。

【過去の事例】

- ・建設業法違反
- ・正当な理由のない契約辞退
- ・暴力団関係
- ・談合、贈賄

※本県では、平成18年の官製談合事件以降、談合等の不正行為の排除、抑制のため、入札参加資格停止期間の最長期間を12か月から24か月に延長しています（*）。

* 極めて悪質な場合等は別途延長あり

4_5 立入検査の実施

県では、宮崎県建設業者立入検査実施要綱を定め、建設業法に基づく手続き等の適正化を図り、不良・不適格業者の排除をすることにより、建設業の健全な発展を図ることとしています。このため、建設業法に基づく営業所（事務所など）への立入検査を実施します。立入検査で建設業法違反等が認められた時には、事案に応じて、監督処分、入札参加資格停止等の措置を行います。

対象業者等

主な対象業者は次のとおりです。

- ① 建設業許可申請書類に疑義のある業者
- ② 経営事項審査申請書類に疑義のある業者
- ③ 入札参加資格申請書及び添付書類に疑義のある業者
- ④ 建設業法違反の疑義がある業者
- ⑤ その他調査が必要な業者



建設業法令遵守に関する説明動画について

国土交通省のYouTubeチャンネル「MILT channel」に、建設業取引を適正に行うために注意しなければならない点などについて説明した動画が掲載されています。

建設業法令遵守に関する講習会・研修会で、ぜひご活用ください。

取引適正化のための「みんなで守る！建設業の適正取引」動画（約22分）

URL: <https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>



建設業法を遵守し、
建設業の健全な発展を図りましょう！



4_6 建設業者ホットライン

建設業の法令遵守のための情報収集窓口 「建設業者ホットライン」を設置しています

- 1 「建設業者ホットライン」では建設業法違反に関する建設業者の情報を受け付けます。

《建設業法違反となるおそれがある行為の例》

- 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
(例)・原価割れ発注を強要された
 - ・下請代金から合理的理由のない経費を一方的に差し引いている
 - ・下請負人の責任ではないのに下請負人の費用負担によるやり直し工事を強要された
- 工事の施工現場に関する法令違反
(例)・一括下請負が行われている
 - ・工事現場に必要な技術者が設置されていない
- 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反
(例)・建設業許可や経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している

- 2 だれ(どの業者)が、いつ、どこで、どのような方法で、何をしたかできるだけ具体的にご連絡ください。

- 通報される方の氏名、連絡先等も併せてご連絡ください。通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、匿名での通報は避けてください。
- 通報後、法令違反の疑いがあることを証明する資料等の提出をお願いしますので、契約関係書類は大切に保管してください。
- 通報された情報をもとに、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

- 3 通報の対象となるのは宮崎県内の建設業者(※)に関する情報です。

※ 国土交通大臣許可の建設業者を除きます。
国土交通大臣許可の建設業者に関する情報は、
国土交通省の「駆け込みホットライン」 TEL:0570-018-240 で受け付けています。

- 4 通報窓口

建設業者ホットライン専用電話 0985-26-7050

受付時間 午前10時から午後4時まで(土日・祝日・閉庁日を除く)

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業担当内

4_7 消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

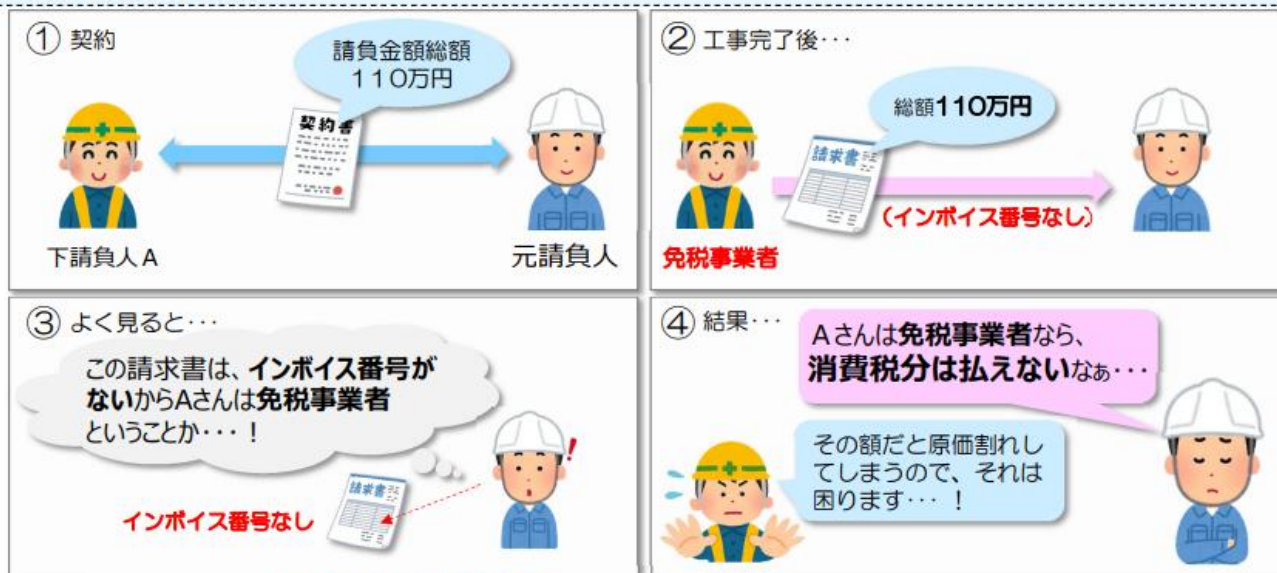
令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まりました。
元請人と免税事業者である下請負人との取引について、自己の取引上の地位を不当に
利用した行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法や独占禁止法、下請法の規定
に違反する行為として問題となるため十分ご注意ください。

(例)

- ・ 元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人との合意なしに
下請代金の額を一方的に減額した場合は、建設業法に違反する行為として問題となります。
- ・ 元請負人が、下請の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請するにとどまらず、課税事業者
にならなければ取引価格を引き下げるとか、応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告する
ことは、独占禁止法又は下請法上問題となるおそれがあります。

免税事業者との工事請負契約に係る建設業法上の考え方の一例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が
提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払
わないことにした。



➤それ、建設業法違反です！

元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

このほか、具体的な行為は、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

インボイス制度開始後の免税事業者との取引の観点から特に注意する必要がある行為例

■：建設業法に違反する行為

▲：建設業法に違反するおそれのある行為

① 見積条件の提示(建設業法第20条第3項、第20条の2)

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

② 当初契約・変更契約(建設業法第19条)

■着工前に書面による契約を行わなかった場合

■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③ 不当に低い請負代金(建設業法第19条の3)

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④ 指値発注(建設業法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤ 不当な使用資材等の購入強制(建設業法第19条の4)

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥ 赤伝処理(建設業法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦ 不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

宮崎県知事業者 建設業者ホットライン専用電話

0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 5 0

受付時間 午前10時から午後4時まで(土日・祝日・閉庁日を除く)

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業担当内

大臣許可業者の建設業法違反が疑われる不適切な取引に関しては、
国土交通省の「駆け込みホットライン」0570-018-240にご相談ください。

4_8 住宅瑕疵担保履行法

住宅の発注者を保護するため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」により、新築住宅の請負人（建設業者）に資力確保措置が義務づけられています。

「瑕疵担保責任」とは、引き渡された住宅に瑕疵（欠陥）があった場合に、その瑕疵を補修したり、損害賠償金を支払ったりしなければならない責任のことです。

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**年1回、3月31日の基準日に届出手続きを行う必要があります。**

令和3年度の法改正により、届出は年2回⇒1回となりました。

Q 届出手続きとはどのような手続きですか

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。なお、1つの会社で建設業許可と宅地建物取引業免許を有している場合は、建設業・宅地建物取引業それぞれについて届出手続きが必要となります。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A 基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。

届出手続きには「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。届出書や引渡物件の一覧表の書式は、宮崎県のHPからダウンロードできます。（記載方法はP126をご覧ください）

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A 基準日から3週間以内に届け出る必要があります。

届出手続きは毎年「4月1日から21日※」に行う必要があります。期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用される可能性があります。

※休日の場合は翌営業日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A 許可・免許をうけた行政庁への届出が必要となります。

宮崎県知事の許可または免許を受けている場合は、宮崎県に届出手続きをして下さい。国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、九州地方整備局に届出手続きをしてください。

業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問合せ先	提出部数
建設業者 (宮崎県知事許可)	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁総務課 (建設業許可の窓口)	持参	県土整備部管理課 建設業担当 (電話:0985-26-7176)	正本1部 副本1部(業者控) の合計2部
宅地建物取引業者 (宮崎県知事免許)	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁 (建築担当窓口)	持参	県土整備部建築住宅課 宅地審査担当 (電話:0985-24-2944)	正本1部 副本1部(業者控) の合計2部

※建設業者(国土交通大臣許可)及び宅地建物取引業者(国土交通大臣免許)の場合、届出先は九州地方整備局となります。また、令和4年3月31日基準日より、オンラインで届出を提出することができます。

詳しくは国土交通省HPにて確認ください。<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

A 記名・押印することでそのまま届出手続きの添付書類として利用することができます。

※令和7年3月31日基準日以降の届出については、住宅瑕疵担保責任保険法人から送付していた「基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨」の保険契約締結証明書等の送付が廃止され、届かなくなります。ただし、基準日前10年間に1戸以上新築住宅を引渡ししている場合は、基準日届出手続きはこれまでどおり必要ですので、失念ご注意ください。

届出書類 (保険契約締結証明書)

〒 000-0000
 ○○県○○市○○町0-0-0
 ▲■ビル○階

かしたんぽ株式会社 御中

ABCD0001

発行日
平成22年4月1日

保険契約締結証明書

(住宅建設瑕疵担保責任保険契約用)

住宅瑕疵担保責任保険法人である■■■■■は、下記の建設業者が基準日前6月間に建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当住宅に建設瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した内容について、下記のとおり証明致します。

なお、本証明書は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第5条第3項第1号に規定する書面となります。

① 内容を確認

② 保険法人名および当該保険法人と保険契約を締結した戸数を記載

1. 建設業者	かしたんぽ株式会社	棟
2. 基準日	平成22年3月31日	
3. 基準日前6月間に新築住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当住宅に建設瑕疵担保責任保険法人(■■■■■)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した戸数		10 戸
4. 保険付住宅の明細	別紙のとおり	

発行者(代表者)

住宅瑕疵担保責任保険法人
 ■■■■■ 保証

印

[illegible]

！ 保険申込だけでは保険契約締結証明書等は正しく記載されません
保険法人から送付される保険契約締結証明書や明細書は、保険証券発行件数を記載しています。
新築住宅を引き渡す際は必ず保険証券および発注者向けの証明書の発行を受けてください。

問い合わせ先

○宮崎県県土整備部管理課(TEL0985-26-7176)・建築住宅課(TEL0985-24-2944)

まずは御相談ください！！

盛土・切土等をする際は事前に御相談ください



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

- ✓ 盛土等による災害から人命を守るため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- ✓ 盛土規制法では、盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域にすることとしています。
- ✓ 宮崎県及び宮崎市では令和7年5月1日に県内ほぼ全域を規制区域に指定しており、以下の規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要です。



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

許可・届出の対象となる盛土の規模

規制開始に伴い、令和7年5月1日から盛土等を行う場合は、事前に宮崎県（宮崎市内の盛土等については宮崎市）への許可申請または届出が必要です。

▶許可対象

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの（①～④を除く）	
イメージ図						

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

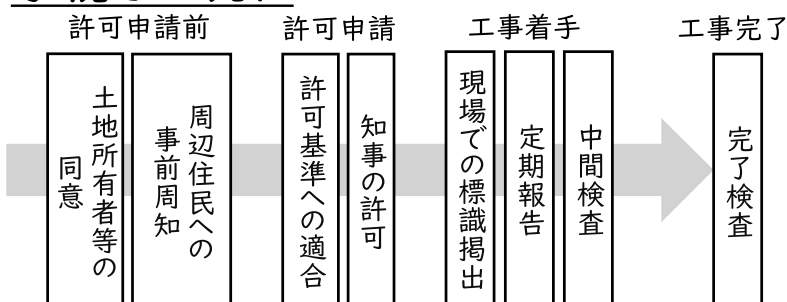
要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2 m超 5 m超 300m ² 超 1,500m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの
イメージ図		

▶届出対象

特定盛土等規制区域の 規模のもの

●許可申請・届出申請は、紙または「宮崎県盛土等情報管理システム」を活用して行うことができます。

手続きの流れ



注意

- 無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります。
- 最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下
 - 法人に対しては最大3億円以下

「宮崎県盛土等情報管理システム」はコチラから！



令和7年5月1日から



盛土等には事前の**許可**または**届出**が必要です

宮崎県の規制区域

宮崎県内ほぼ全域※中核市である宮崎市の規制区域は宮崎市が指定

宮崎県は、保全対象のない一部の無人島を除き、県内全域※を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。

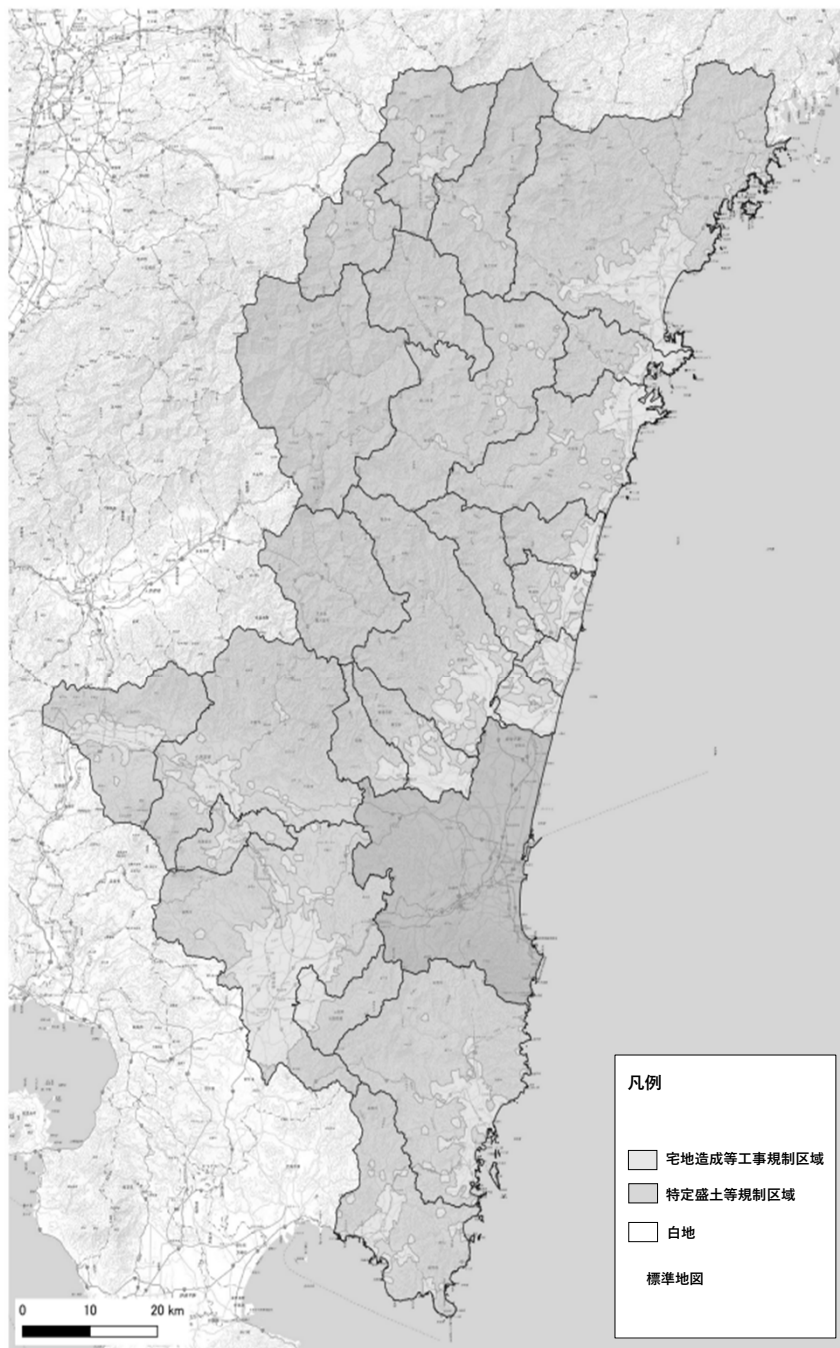
※中核市である宮崎市は、宮崎市が区域指定を行っています。

〈宅地造成等工事規制区域〉

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

〈特定盛土等規制区域〉

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

規制区域の詳細は、宮崎県ホームページにアクセスして、ご確認ください



宮崎県HP



建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われな**ため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※ 一人親方等（建設事業）であれば 18/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

(例) 給付基礎日額 1万円のケースの保険料と保険給付内容

【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 18/1000 = **65,700円**

【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = 13万6千円

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



④ 遺族(補償)給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※ 「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

《参 考》

一人親方等としての加入要件を満たす方が特別加入する場合、一人親方等の団体を単位として特別加入することとなります。

県内各地の労働保険事務組合等で取扱いを行っていますが、組合の連絡先や加入等の相談については最寄りの労働基準監督署又は労働局にご相談ください。



建設現場の災害を なくしましょう！

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で約 30%、死傷災害は 10% 強と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2020 年から 2024 年の 5 年間で 400 人の方が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

*「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

建設業の死亡災害発生状況 (人)

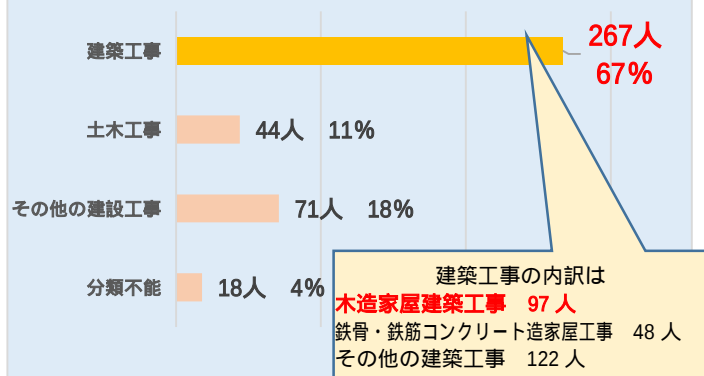


きょうもあしたも気をつけて
健康と安全が一番だね！！

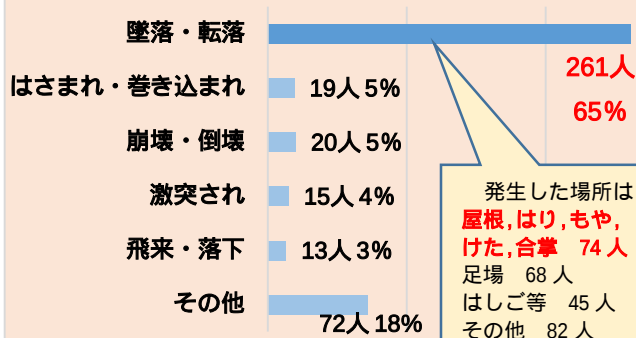


2020～2024年の5年間で400人の一人親方等が亡くなっています

一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生



墜落・転落災害が6割



時間外労働の上限規制について

- 労働基準法における労働時間の定め
時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

🕒 ポイント

- 労働者が **法律の上限を超える時間（※）** 働く場合にはあらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。
- 中小企業は2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができます。
（大企業は2019年4月から適用されています）

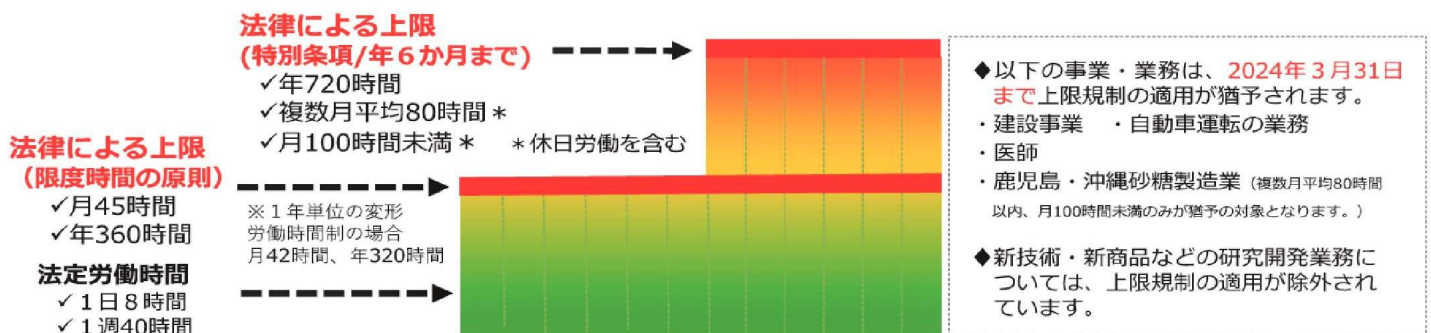
（※）法律の上限を超える時間 とは



○改正内容

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て1月当たり80時間以内
（1年を通じて常に、2～6 か月平均 80 時間以内にしなければならない）
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6 か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6 か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



くわしくは厚生労働省ホームページよりパンフレット『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』をご確認ください。

建設事業については、時間外労働の上限規制の適用猶予措置が終了し、令和6年4月から上限規制が適用されました。

令和6年4月からの規制内容は下表のとおりです。

事業・業務	2024（令和6）年4月1日以降の取扱い
建設事業	● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ● 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。

就業規則の作成方法、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々な相談等のお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
みやざき働き方改革推進支援センター	〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目8-11 TOKIWA25ビル6階E室	0120-975-264

時間外労働上限規制等に関するお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宮崎労働局 労働基準部監督課	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8834
宮崎労働基準監督署	〒880-0813 宮崎市丸島町1番15号	0985-29-6000 (コールセンター)
延岡労働基準監督署	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2885-1 延岡労働総合庁舎3階	0982-34-3331
都城労働基準監督署	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	0986-23-0192
日南労働基準監督署	〒887-0031 日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

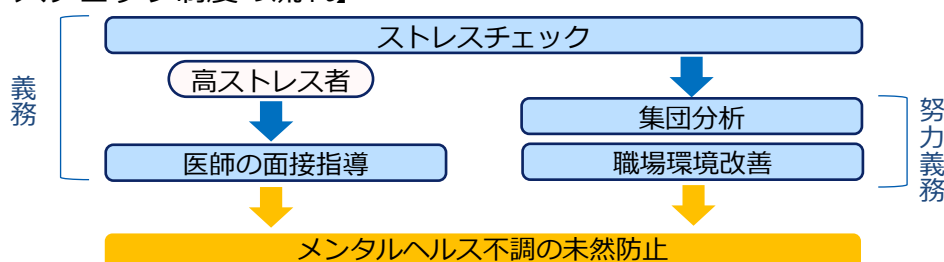
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

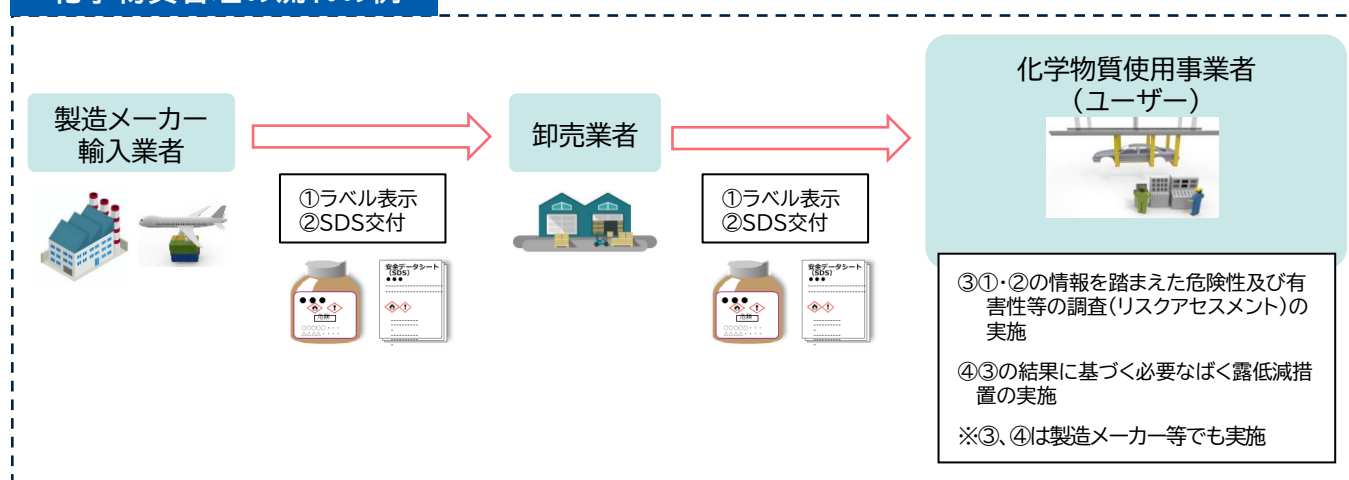


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

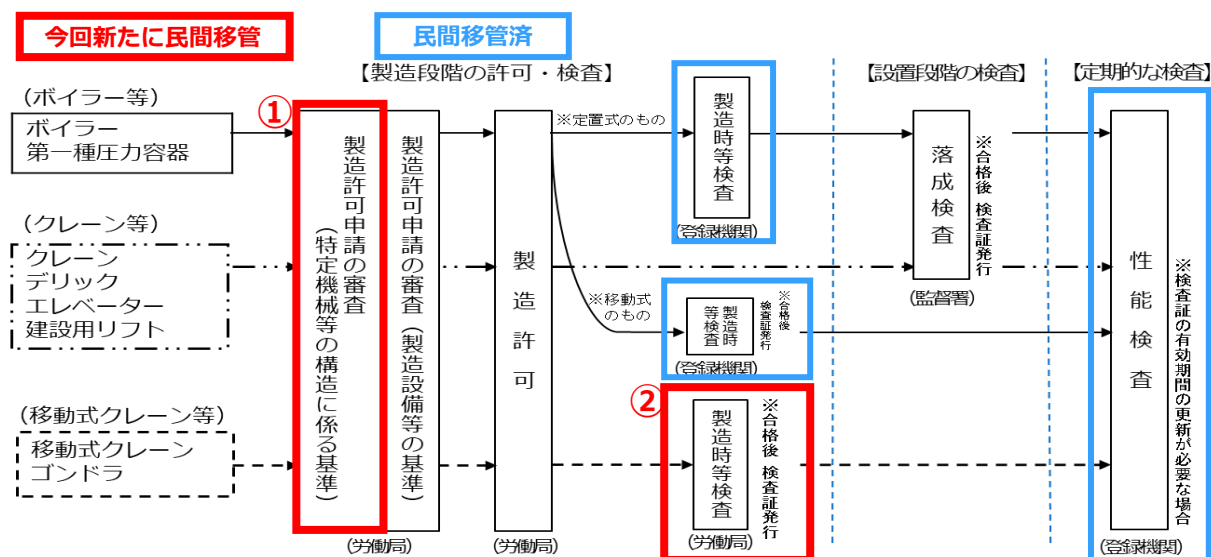
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

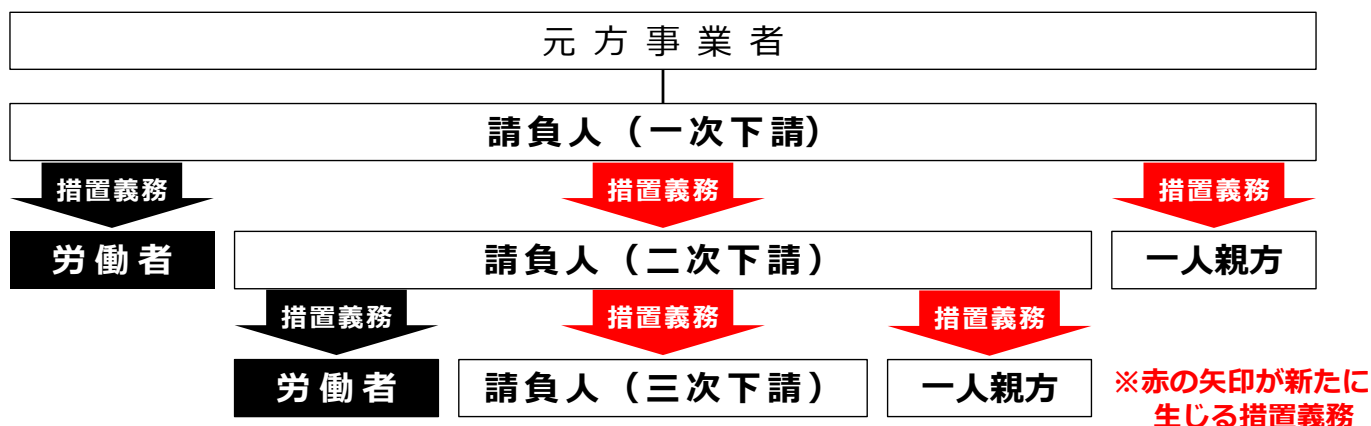
同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検 索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

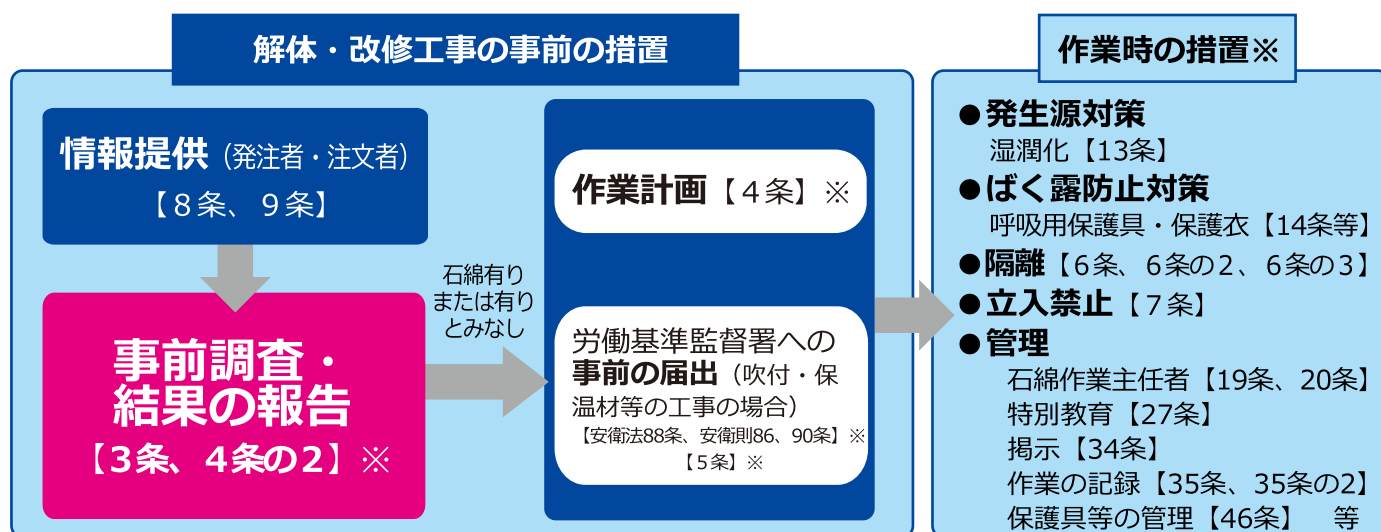
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

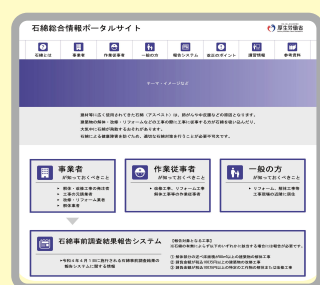
事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

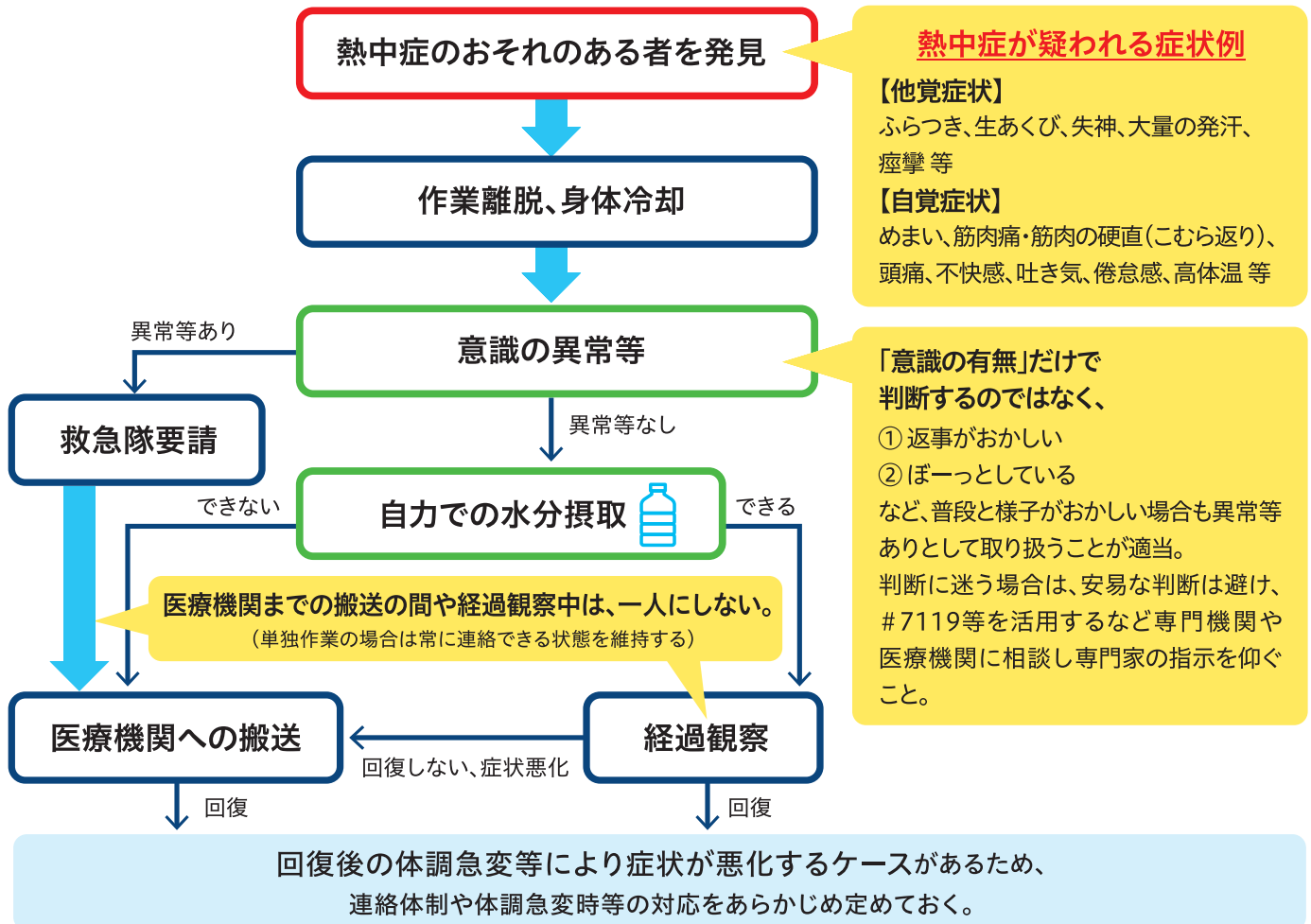
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

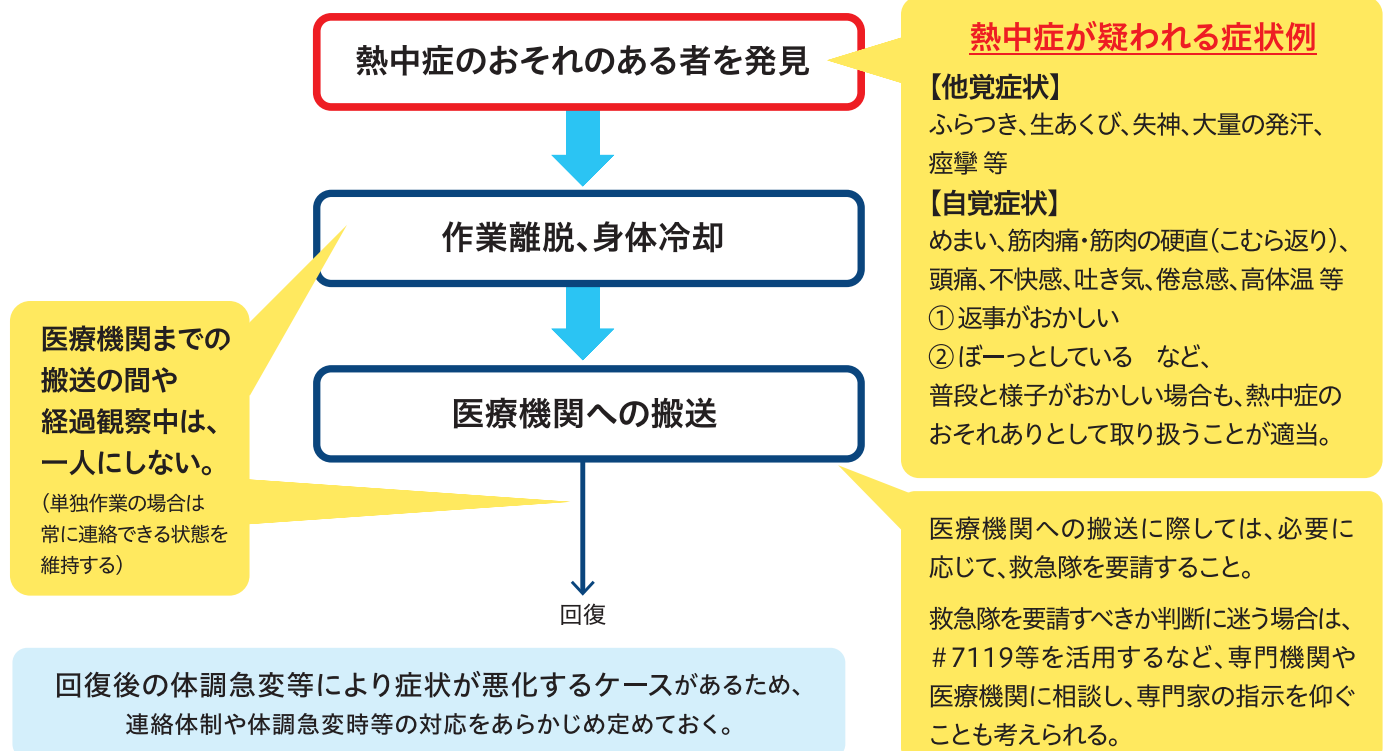
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
✓チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入职者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請